日本の地方自治体における公共サービスのアウトソーシングに対する自治労連のたたかい

自治労連副中央執行委員長 松繁 美和

日本では、1990年代から本格的に財界と政府が一体となって新自由主義的な「改革」が実行されてきました。規制緩和による公共業務の民間開放とともに、労働市場においては、雇用流動化策がすすめられ、それまでフルタイムの常用雇用労働者が基本であった日本の社会に大きな負の変化をもたらしました。現在、全雇用労働者に占める非正規労働者の割合は、4割近くに迫っています。



欧米と比較した場合の日本の非正規労働の 特徴は、雇用形態の違いが賃金・処遇の差別 に直結し、さらにそれにジェンダー差別が加 わっていることです。無期雇用フルタイム男 性を 100 とした指数で時給を比較すると、有 期雇用フルタイム男性は 59 で女性は 47、有 期雇用パートタイムの男性 44 で女性は 40 に すぎないという状況にあります。

このことをまず報告したうえで、日本の地

方自治体における公共サービスのアウトソーシングに対する自治労連のたたかいについて 発言します。

1. アウトソーシングの現状と問題点

日本政府は、2000年代に入ってから、国と 自治体の公共サービスに民間企業の経営手法 を取り入れるニュー・パブリック・マネジメ ント(NPM)という考え方に基づき、自治体の 公共サービスを民間企業の営利追求の対象に 開放するアウトソーシングを進めてきました。 全国の自治体に対して、自治体で働く職員を 大幅に削減してアウトソーシングすることを 強要し、従わなければ財源が不足するように 交付金を減らしました。その結果、学校や保 育所の給食の調理、ごみの収集、戸籍や住民 票を取り扱う窓口業務、公営のプールや青少 年の野外活動施設、学童保育など広範な部門 でアウトソーシングが進み、全国の自治体で 働く正規職員の総人数は、1994年には約328 万人だったのが、2018年には約273万人へ と、55万人、17%も減らされています。

アウトソーシングされた公共サービスで働 く労働者のほとんどは非正規雇用で、1 年か

2019年6月20日

ら3年で雇い止めになります。仕事の経験を 積み重ねることができず、安全を守るための 技能や専門知識も十分に身につけられません。 公営プールや青少年の野外活動施設をアウト ソーシグしたある自治体では、安全管理がず さんであったために、子どもが死亡する事故 が起こりました。学校給食の調理を請け負っ た民間企業が新学期の直前になって「調理員 が確保できなかった」と言って撤退し、1学 期間、給食ができなくなった自治体がありま す。ごみの収集をアウトソーシングしたある 自治体では、豪雨災害がおこった時に請け負 っていた民間企業が休業し、災害で発生した 大量のごみの収集が大幅に遅れました。窓口 業務をアウトソーシングした自治体では、住 民のプライバシー情報を取り扱っていた担当 者が大量に退職し、情報が漏えいする危険が 高まっています。学童保育では、自治体が運 営の経費を削減したことにより、アウトソー シングで請け負っていた民間団体が運営でき なくなり、指導員が全員解雇されています。

自治労連は、アウトソーシングを許さず、 公共サービスの予算と人員を増やして自治体 の直営で充実させるとともに、アウトソーシ ングで働く労働者の雇用を守るために、たた かいを進めています。

自治体職場でのこれまでのたたかい(事例と教訓)

水道を外国の民間企業にアウトソーシング しようとした「静岡県浜松市」では、自治労 連と住民が力を合わせて反対運動を進め、ア ウトソーシングを中止させることができまし た。水道で働く自治体労働者が、アウトソー シングの問題点を住民にわかりやすく伝え、 「住民の命を守る水道を、企業の金もうけの 道具にしてはならない」という住民多数の世 論をつくりだしたことが勝因です。

また、「静岡県島田市」では、窓口業務をは じめとした公共サービスの大部分を、まとめ て民間企業にアウトソーシングしようとしま したが、自治労連が機敏に反撃をして中止さ せました。自治労連は、弁護士や研究者とと もに現地に調査団を派遣し、アウトソーシン グを行おうとする自治体当局にヒアリングを 行いました。ヒアリングでは、公共サービス が低下し、住民のプライバシー情報が漏洩し、 偽装請負を生みだすなど、数々の問題点が明 らかになりました。自治労連は、問題点を住 民や市議会に知らせて反対の世論を広げ、つ いに市議会でアウトソーシングを盛り込んだ 予算案を議員全員の反対で否決させました。

また、学童保育を請け負っていた民間団体が撤退した「埼玉県春日部市」では、就労を希望する指導員全員の雇用を新しく請け負うことになった民間会社に引き継がせました。 長年にわたって学童保育の仕事を担い、子どもたちや保護者から信頼を得ていた指導員が解雇されれば、学童保育の継続した運営ができなくなることから、労働組合と保護者が力を合わせ、住民にも支援を訴えて、指導員の雇用を守ることができました。

日本列島では、地震・津波・集中豪雨などによる大災害が頻発しています。そうした時にも、私たちの運動は、地域住民の生活を守る立場での仕事を実践してきました。2011年に発生した東日本大震災では、電力が不足して電力会社が計画停電を行い、各地の学校や保育所で給食が提供できなくなりました。その中でも、ある自治体の公立保育所では、

2019年6月20日

給食調理員が毎日子どもたちに給食を提供し 続け、保護者に大変感謝をされました。調理 員は、停電をしていない時間帯に調理をする ために朝6時に出勤するなど、献立や調理の 方法を工夫して、一日も欠かさず、温かくて 安全な給食を提供し続けました。この保育所 の労働組合は、日頃から調理員が自主的に研 修を重ね、調理の技能を高める努力をしてい ました。「野菜ぎらいの子どもでも、野菜を 好きになれるように」と、献立に工夫をこら しておいしい給食を提供し、子どもたちは毎 日の給食を楽しみにしていました。労働組合 は、災害の時にも給食を提供し続けた実績を もとに、調理師の非正規化を進めようとした ことにストップをかけ、数年ぶりに正規の調 理員の採用をかちとりました。

以上の事例につきましては、この後当該の 単組からのたたかいの詳細についての報告を 予定していますが、成果をかちとった教訓と して、次のことがあげられます。

第一に、自治体に働く労働者なら誰もが持っている「住民のために、いい仕事がしたい」 という要求をもとに、日頃から自分たちの仕事を見直し、住民のために改善する取り組み を進めてきたこと、

第二に、組合員が仕事の改善に取り組むことで、仕事に自信と誇りを持つことができ、 自治体当局に迫力を持って労働条件の改善を 要求できるようになったこと、

第三に、住民にアウトソーシングの問題点をわかりやすく伝え、公共サービスを自治体の直営で行うことについて、住民多数の支持を得たこと、

第四に、労働組合だけでたたかうのではな く、住民にも働きかけ、住民とともに、たた かったことです。

3. 日本国憲法・地方自治の守り手と して

こうした、たたかいの背景にあるのは、日 本国憲法に規定された「地方自治」とそこに 働く自治体労働者は公務員として「全体の奉 仕者であり、一部の奉仕者ではない」という ことに由来しています。1947年に施行された、 日本国憲法の基本的な目的として、「国民主権、 戦争放棄、基本的人権の保障」などを掲げて います。そして同時に「独立した地方自治体 として、住民の生活と権利を守る政治をおこ なう」として、地方自治が規定が設けられま した。憲法の基本原則の一つとして地方自治 の保障を掲げるのは、国民主権の原則や基本 的人権、平和主義を地域で具体化し、確立す るためです。それは、すべての人々が、地域 で生まれ、育ち、地域で人間として営みをお こない、その人生をすごすからです。その地 方自治体で働く私たちは、その仕事に誇りを 持つからこそ、「住民生活に憲法をいかし守る こと」を「自治労連の特別な任務」だと、運 動方針の中心に掲げています。

自治体労働者の労働条件の改善は、住民の ための仕事ができる自治体をつくることと統 一して追求してこそ、実現できるものです。 自治労連は、これからも日本国憲法を住民の くらしと自治体の職場にいかすため、職場の 団結を固め、住民とともにたたかう決意を表 明します。